

「商品の原産国に関する不当な表示」の運用基準について

(昭和48年10月16日事務局長通達第12号)

公正取引委員会の決定に基づき、「商品の原産国に関する不当な表示」(昭和四十八年公正取引委員会告示第三十四号)の運用基準を次のとおり定めたので、これによらるたい。

「商品の原産国に関する不当な表示」の運用基準

- 一 告示第一項第一号及び第二項第一号の表示には、国名又は地名の略称又は通称、地域の名称、国の地図などの表示が含まれる。(例えば、「U. S. A.」、「イギリス」、「England」、「ヨーロッパ」など)
- 二 外国の国名又は地名を含むが、日本の事業者の名称であることが明らかな表示は、告示第一項第一号の表示に該当しない(例えば、「〇〇屋」など〔〇〇は外国の国名又は地名〕)。
- 三 外国の国名、地名又は事業者の名称等を含むが、商品の普通名称であつて、原産国が外国であることを示すものでないことが明らかな表示は、告示第一項第一号又は第二号の表示に該当しない(例えば、和文による「フランスパン」、「ロシアケーキ」、「ボストンバッグ」、「ホンコンシャツ」、などの表示)。
- 四 告示第一項第二号及び第二項第二号の「……国の事業者」とは、その国に本店を有する事業者をいう(例えば、日本に本店を有する事業者は、いわゆる外資系の会社であっても、告示第一項第二号の「外国の事業者」に含まれない)。
- 五 告示第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号の表示は、和文によるか、外国の文字によるかを問わない。
- 六 次のような表示は、告示第一項第三号の表示に該当しない。
 - (1) 外国の文字で表示(ローマ字綴りによる場合を含む。)された国内の事業者の名称又は商標であつて、国内で生産された商品(以下「国産品」という。)に表示されるものであることを一般消費者が明らかに認識していると認められるものの表示
 - (2) 法令の規定により、一般消費者に対する表示として、日本語に代えて用いることができるものとされている表示(例えば、「ALL WOOL」、「STAINLESS STEEL」など)
 - (3) 一般の商慣習により、一般消費者に対する表示として、日本語に代えて用いられているため、日本語と同様に理解されている表示(例えば、「size」、「price」など)
 - (4) 外国文字が表示されているが、それが模様、飾りなどとして用いられており、商品の原産国が外国であることを示すものでないことが明らかな表示(例えば、手下げ袋の模様として英文雑誌の切抜を用いたもの)
- 七 告示第一項各号の表示であつても、次のような方法で国産品である旨が明示されている場合は、本運用基準第八項の場合を除き、告示第一項の不当な表示に該当しない。
 - (1) 「国産」、「日本製」などと明示すること。
 - (2) 「〇〇株式会社製造」、「製造者〇〇株式会社」などと明示すること。
 - (3) 事業者の名称が外国の文字で表示されている場合(ローマ字綴りによる場合を含む。)

は、日本の国内の地名を冠した工場名を（地名を冠していない工場名の場合は、その所在地名を附記して）これを併記して明示すること。

(4) 目立つようにして、「Made in Japan」と表示すること。

八 告示第一項各号の表示がされている場合であつて、前項の表示をしても、なお、その商品の原産国がいずれであるかが紛わしいときには、これらの表示とともに、外国の国名等とその商品との関係を和文で明示しなければ、告示第一項の不当な表示に該当するおそれがある。

注 例えば、「Fabric made in England」、「Material, imported from France」又は単に「Italy/Japan」などと表示されている場合、「日本製、生地は英国製」、「原材料をフランスから輸入し、〇〇株式会社 Δ Δ 工場で製造」、「イタリアのデザインにより、〇〇株式会社で縫製」などと表示すればよい。

九 本運用基準第七項及び前項による原産国を明らかにするための表示は、次のように行うものとする。

(1) 原則として、告示第一項各号又は第二項各号の表示がされている表示媒体に明示する。

(2) 告示第一項各号又は第二項各号の表示が、商品、容器、包装又はこれらに添付した物（ラベル、タグなど）にされている場合は、目立つようにして行うならば、これらのうち、いずれの物に表示してもよい。

十 次のような行為は、告示備考第一項の「商品の内容についての実質的な変更をもたらす行為」に含まれない。

(1) 商品にラベルを付け、その他標示を施すこと。

(2) 商品を容器に詰め、又は包装をすること。

(3) 商品を単に詰合せ、又は組合せること。

(4) 簡単な部品の組立をすること。

十一 本告示の運用に関し、必要がある場合は、品目又は業種ごとに細則を定める。